

# 温泉分析書別表

1. 源泉名 : 輝泉 北九州くさみ温泉
2. 源泉所在地 : 福岡県北九州市小倉南区大字朽網641番地の5
3. 温泉分析申請者 : 輝泉 北九州くさみ温泉 馬場義輝
4. 泉質 : ナトリウム・カルシウム・マグネシウム-塩化物泉(中性高張性低温泉)
5. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等 :

禁忌・適応症等は、昭和57年5月25日付け環自施第227号環境庁自然保護局長通知「温泉法第14条の運用について」の中の別紙「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」から当該泉質に係る部分を抜粋したものです。

温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用確定することは困難であるが、療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等は、次のとおりである。

## (1) 浴用の禁忌症

急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)

## (2) 浴用の適応症

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進、きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病

## (3) 飲用の禁忌症

腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする。

## (4) 飲用の適応症

慢性消化器病、慢性便秘

## (5) 浴用上の一般的注意事項

ア. 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。

イ. 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。

ウ. 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現われることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。